

另行添付

診療報酬の算定方法（改正案）

（「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」及び「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」を統合したもの）

1 医科診療報酬点数表

項目	現行	改正案	
第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 通則 (通則の変更)	1 健康保険法第63条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合又は再診を行った場合には、初診料又は再診料（外来診療料を含む。）は、1回として算定する。	1 健康保険法第63条第1項第1号及び老人保健法第17条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合又は再診を行った場合には、区分番号A000に掲げる初診料の注2のただし書きに規定する場合を除き、初診料又は再診料（外来診療料を含む。）は、1回として算定する。	
第1節 初診料 初診料 (点数の見直し)	1 病院の場合 2 診療所の場合	255点 274点	270点

(注の変更)

注 2 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して
初診を行った場合は、それらの傷病に係る初
診料は、併せて 1 回とし、第 1 回の初診のと
きに算定する。

注 2 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して
初診を行った場合は、それらの傷病に係る初
診料は、併せて 1 回とし、第 1 回の初診のと
きに算定する。ただし、同一保険医療機関に
おいて、同一日に他の傷病について、新たに
別の診療科を初診として受診した場合は、2
つ目の診療科に限り 135 点を算定できる。
ただし書の場合においては、注 3 から注 6 ま
でに規定する加算は算定しない。

(注の変更)

注 3 6 歳未満の乳幼児に対して初診を行った場
合は、所定点数に 72 点（注 5 又は注 6 に規
定する加算を算定する場合は、115 点）を
加算する。

注 3 6 歳未満の乳幼児に対して初診を行った場
合は、所定点数に 72 点を加算する。ただし
、注 4 又は注 5 に規定する加算を算定する場
合は算定しない。

(注の移動)

注 4 小児科を標榜する保険医療機関において、
小児科を担当する医師が、3 歳未満の乳幼児
に対して初診を行った場合に、育児、栄養そ
の他療養上必要な指導を行ったときは、所定
点数に 130 点を加算する。

（削除）

(注の変更)

注 5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時
間（深夜（午後 10 時から午前 6 時までの間

注 4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時
間（深夜（午後 10 時から午前 6 時までの間

をいう。以下この表において同じ。) 及び休日を除く。以下この表において同じ。) 、休日(深夜を除く。以下この表において同じ。) 又は深夜において初診を行った場合は、それぞれ所定点数に85点、250点又は480点を加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険医療機関にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間において初診を行った場合は、所定点数に230点を加算する。

(注の変更)

注6 小児科を標榜する保険医療機関(注5のただし書に規定するものを除く。)にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜(当該保険医療機関が表示する診療時間に限る。)において6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合は、注5の規定にかかわらず、それぞれ所定点数に85点、250点又は480点を加算する。

(注の削除)

注7 区分番号B010に掲げる診療情報提供料(B)、区分番号B011に掲げる診療情報提

をいう。以下この表において同じ。) 及び休日を除く。以下この表において同じ。) 、休日(深夜を除く。以下この表において同じ。) 又は深夜において初診を行った場合は、それぞれ所定点数に85点、250点又は480点(6歳未満の乳幼児の場合においては、それぞれ所定点数に200点、365点又は695点)を加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険医療機関にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間において初診を行った場合は、所定点数に230点(6歳未満の乳幼児の場合においては、所定点数に345点)を加算する。

注5 小児科を標榜する保険医療機関(注4のただし書に規定するものを除く。)にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜(当該保険医療機関が表示する診療時間に限る。)において6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合は、注4の規定にかかわらず、それぞれ所定点数に200点、365点又は695点を加算する。

(削除)

供料(C)又は区分番号B011-2に掲げる診療情報提供料(D)を別の保険医療機関において算定した患者について、診療所である保険医療機関において初診を行った場合には、所定点数に50点を加算する。

(注の削除)

注8 病院である保険医療機関において、別の保険医療機関等からの文書による紹介により来院した患者について初診を行った場合は、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- | | |
|-----------|------|
| イ 紹介患者加算1 | 400点 |
| ロ 紹介患者加算2 | 300点 |
| ハ 紹介患者加算3 | 250点 |
| ニ 紹介患者加算4 | 150点 |
| ホ 紹介患者加算5 | 75点 |
| ヘ 紹介患者加算6 | 40点 |

注 イからホまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数に加算し、ヘについてはそれ以外の保険医療機関において行われる場合に所定点数に加算する。

(削除)

(加算の新設)

(新設)

注 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、療養の給付等に係る事務を電子的に行うための体制整備に係る取組を行った場合には、電子化加算として、所定点数に 3 点を加算する。

第 2 節 再診料

再診料

(点数の見直し)

- 1 病院の場合
- 2 診療所の場合

- | | | | |
|-------|---|----------|-------|
| 5 8 点 | → | 1 病院の場合 | 5 7 点 |
| 7 3 点 | → | 2 診療所の場合 | 7 1 点 |

(注の変更)

注 2 6 歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、所定点数に 3 5 点（注 3 又は注 4 に規定する加算を算定する場合は、7 0 点）を加算する。

注 2 6 歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、所定点数に 3 5 点を加算する。ただし、注 3 又は注 4 に規定する加算を算定する場合は算定しない。

(注の変更)

注 3 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、それぞれ所定点数に 6 5 点、1 9 0 点又は 4 2 0 点を加算する。ただし、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 5 のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注 5 のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、所定点数に 1 8 0 点を加算する。

注 3 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、それぞれ所定点数に 6 5 点、1 9 0 点又は 4 2 0 点（6 歳未満の乳幼児の場合においては、それぞれ所定点数に 1 3 5 点、2 6 0 点又は 5 9 0 点）を加算する。ただし、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 4 のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注

		4のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、所定点数に180点（6歳未満の乳幼児の場合は、所定点数に250点）を加算する。
(注の変更)	注4 小児科を標榜する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注5のただし書に規定するものを除く。）においては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注3の規定にかかわらず、それぞれ所定点数に65点、190点又は420点を加算する。	→注4 小児科を標榜する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注4のただし書に規定するものを除く。）においては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注3の規定にかかわらず、それぞれ所定点数に135点、260点又は590点を加算する。
(注の変更)	注5 入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める検査並びにリハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔及び放射線治療を行わず、計画的な医学管理を行った場合は、外来管理加算として、所定点数に52点を加算する。	→注5 入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める検査並びにリハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔及び放射線治療を行わず、計画的な医学管理を行った場合は、外来管理加算として、所定点数に52点を加算する。ただし、病院又は診療所において老人保健法の規定による医療を提供する場合には、それぞれ所定点数に47点又は57点を加算する。

(加算の廃止)

注 6 入院中の患者以外の患者に対して、治療計画に基づき継続して再診を行った場合は、継続管理加算として月1回に限り、所定点数に5点を加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料を算定する月は算定しない。

(削除)

(注の変更)

注 7 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができる。ただし、この場合において、注5の外来管理加算及び注6の継続管理加算は算定しない。

注 6 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができる。ただし、この場合において、注5の外来管理加算は算定しない。

外来診療料

(点数の見直し)

72点 → 70点

(注の変更)

注 2 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。

注 2 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則の3に規定する加算は、外来診療料に係る加算として別に算定することができる。

イ～ロ (略)

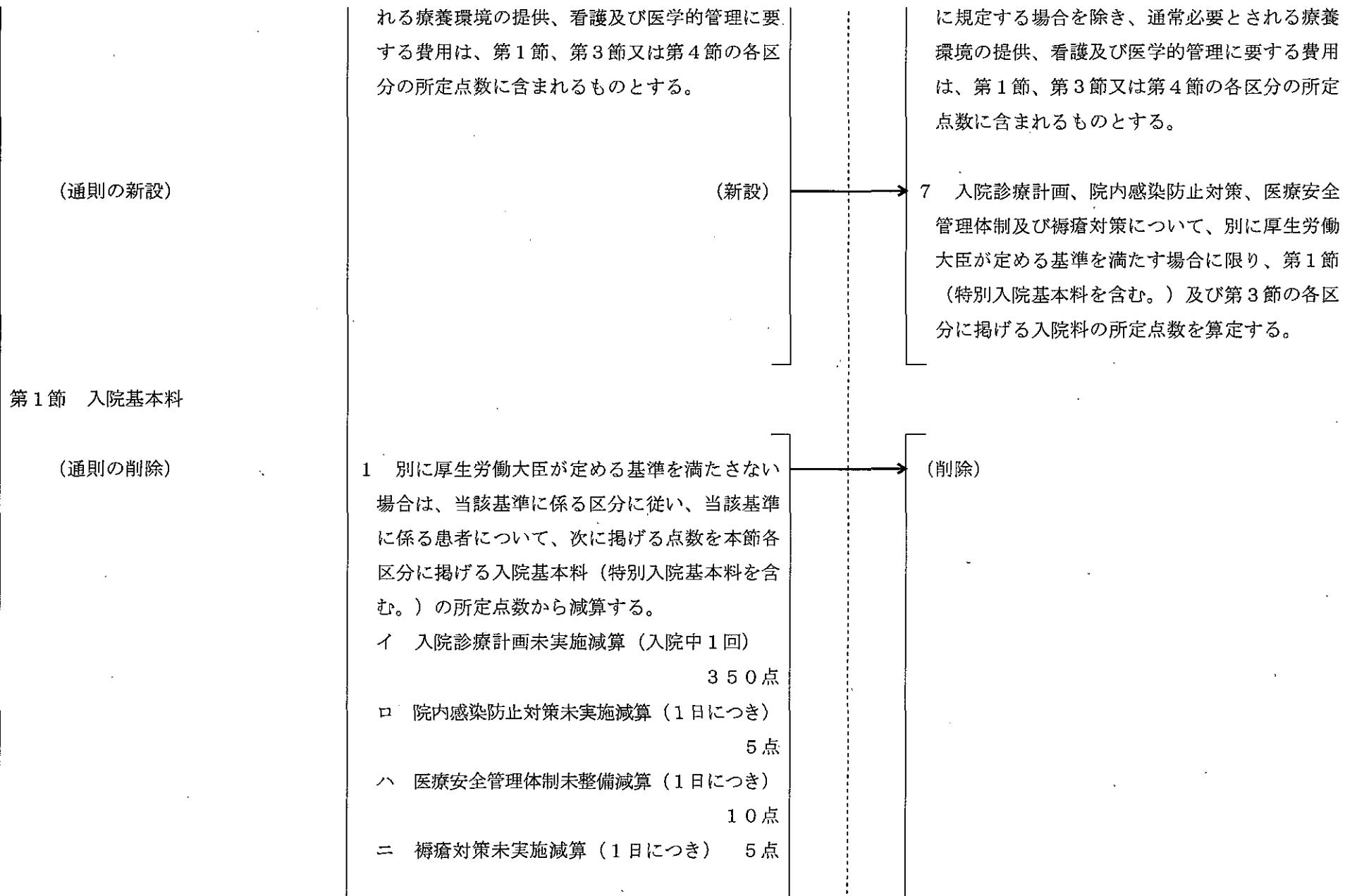
ハ 血液形態・機能検査

イ～ロ (略)

ハ 血液形態・機能検査

	<p>区分番号D 0 0 5 (1 7骨髓像を除く。)に掲げるもの</p> <p>ニ 創傷処置</p> <p>手若しくは指又は足若しくは指にわたる範囲のもの、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部にわたる範囲のもの</p> <p>ホ 術後創傷処置</p> <p>手若しくは指又は足若しくは指にわたる範囲のもの、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部にわたる範囲のもの</p> <p>ヘ 皮膚科軟膏処置</p> <p>半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部にわたる範囲のもの</p> <p>ト～カ (略)</p> <p>ヨ 喉頭処置</p> <p>タ～ツ (略)</p>		<p>区分番号D 0 0 5 (1 1のうちヘモグロビンA 1 c (HbA 1 c) 及び1 6骨髓像を除く。)に掲げるもの</p> <p>ニ 創傷処置</p> <p>1 0 0 平方センチメートル未満のもの及び1 0 0 平方センチメートル以上5 0 0 平方センチメートル未満のもの</p> <p>ホ 热傷処置</p> <p>1 0 0 平方センチメートル未満のもの及び1 0 0 平方センチメートル以上5 0 0 平方センチメートル未満のもの</p> <p>ヘ 皮膚科軟膏処置</p> <p>1 0 0 平方センチメートル以上5 0 0 平方センチメートル未満のもの</p> <p>ト～カ (略)</p> <p>ヨ 間接喉頭鏡下喉頭処置</p> <p>タ～ツ (略)</p>
(注の変更)	注3 6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、所定点数に3 5点（注4又は注5に規定する加算を算定する場合は、7 0点）を加算する。	→	注3 6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、所定点数に3 5点を加算する。ただし、注4又は注5に規定する加算を算定する場合は算定しない。
(注の変更)	注4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、それぞれ所定点数に6 5点、1 9 0点又	→	注4 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、それぞれ所定点数に6 5点、1 9 0点又

	<p>は420点を加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注5のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注5のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、所定点数に180点を加算する。</p>	<p>は420点（6歳未満の乳幼児の場合においては、それぞれ所定点数に135点、260点又は590点）を加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注4のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注4のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、所定点数に180点（6歳未満の乳幼児の場合においては、所定点数に250点）を加算する。</p>
(注の変更)	<p>注5 小児科を標榜する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注5のただし書に規定するものを除く。）においては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注4の規定にかかわらず、それぞれ所定点数に65点、190点又は420点を加算する。</p>	<p>注5 小児科を標榜する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注4のただし書に規定するものを除く。）においては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注4の規定にかかわらず、それぞれ所定点数に135点、260点又は590点を加算する。</p>
第2部 入院料等 通則 (通則の変更)	<p>1 健康保険法第63条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第4節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とさ</p>	<p>1 健康保険法第63条第1項第5号及び老人保健法第17条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第4節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特</p>



(通則の移動)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関に入院している患者について、必要があつて褥瘡管理が行われた場合に、褥瘡患者管理加算として入院中1回に限り、本節各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料を含む。）の所定点数に20点を加算する。

→ (削除)

一般病棟入院基本料（1日につき）

(項目の再編)

一般病棟入院基本料

1 I群（平均在院日数28日以内）

- | | |
|----------|--------|
| イ 入院基本料1 | 1,209点 |
| ロ 入院基本料2 | 1,107点 |
| ハ 入院基本料3 | 939点 |
| ニ 入院基本料4 | 842点 |
| ホ 入院基本料5 | 783点 |

2 II群（平均在院日数29日以上）

- | | |
|----------|------|
| イ 入院基本料3 | 974点 |
| ロ 入院基本料4 | 880点 |
| ハ 入院基本料5 | 820点 |

1 7対1入院基本料

1,555点

2 10対1入院基本料

1,269点

3 13対1入院基本料

1,092点

4 15対1入院基本料

954点

(点数の見直し)

(注の削除)

注2 注1に規定する病棟以外の一般病棟であつて、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、看護師比率に関する基準を満たすことができない病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合し

→ (削除)

ているものとして地方社会保険事務局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、一般病棟入院基本料を算定できる。ただし、次に掲げる点数を1日につきそれぞれの入院基本料の所定点数から減算するものとする。

イ 入院基本料1の場合	88点
ロ 入院基本料2の場合	76点
ハ 入院基本料3（I群及びII群）の場合	90点
ニ 入院基本料4（I群及びII群）の場合	38点
ホ 入院基本料5（I群及びII群）の場合	15点

（注の変更）

注3 注1又は注2に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、特別入院基本料として、次に掲げる点数を算定できる。

イ I群（平均在院日数28日以内）

注2 注1に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、地方社会保険事務局長に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、575点を算定できる。

(1) 特別入院基本料1	569点
(2) 特別入院基本料2	540点
□ II群（平均在院日数29日以上）	
(1) 特別入院基本料1	608点
(2) 特別入院基本料2	580点

(注の変更)

注4 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を1日につきそれぞれ所定点数に加算し、又は所定点数から減算する。

イ I群の場合

- (1) 14日以内の期間
452点（入院基本料5及び特別入院基本料については、440点）加算
- (2) 15日以上30日以内の期間
207点（入院基本料5及び特別入院基本料については、195点）加算
- (3) 180日以上の期間 50点減算

ロ II群の場合

- (1) 14日以内の期間
3.12点（入院基本料5及び特別入院基本料については、300点）加算
- (2) 15日以上30日以内の期間
167点（入院基本料5及び特別入院基本料については、155点）加算
- (3) 180日以上の期間 30点減算

注3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間

428点（特別入院基本料については、300点）

ロ 15日以上30日以内の期間

192点（特別入院基本料については、155点）

(注の新設)	(新設)	注 4 注 1 から注 3 までの規定にかかわらず、特定患者（老人保健法の規定による医療を受ける患者であって、当該病棟に 90 日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。以下この表において同じ。）に該当するもの（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、老人特定入院基本料として 928 点を算定する。ただし、特別入院基本料を算定する患者については 790 点を算定する。
(注の新設)	(新設)	注 5 注 4 に規定する老人特定入院基本料を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、所定点数に含まれるものとする。
(注の変更)	<p>注 5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 入院時医学管理加算 ロ 紹介外来加算・紹介外来特別加算 ハ 急性期入院加算 ニ 急性期特定入院加算 ホ～カ (略) 	<p>注 6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ (略) (削除) ロ～ル (略) (削除) ハ (略) (削除) ニ (略) (削除)